

小牧岩倉衛生組合公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月20日

小牧岩倉衛生組合  
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第1号

## 小牧岩倉衛生組合公告式条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合公告式条例(昭和39年小牧岩倉衛生組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「下記の掲示場に掲示して行う」を「次に掲げる方法により、これを行う」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 組合のウェブサイトに掲載する方法
- (2) 小牧岩倉衛生組合前の掲示場に掲示する方法

第3条を削る。

第4条の見出しを「(規則の公布及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「除く外、」を「公布しようとするとき、又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「規程」を「規則の公布又は規程の公表」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条の」を「前条の」に改め、「議会の会議規則、その他」を削り、「規則で、」を「規則及び規程で」に、「ただし」を「この場合において」に、「管理者」を「管理者名」に、「当該機関又は」を「当該機関名又は」に改め、「代表する者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(規則及び規程の施行期日)」に改め、同条中「それぞれ」を削り、「をもつて」を「において」に改め、同条を第5条とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例及び小牧岩倉衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第2条第2項」を「第2条第2項第2号」に改める。

- (1) 小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例(昭和52年小牧岩倉衛生組合条例第14号)第16条第3項
- (2) 小牧岩倉衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小牧岩倉衛生組合条例第2号)第6条第2号  
(小牧岩倉衛生組合監査委員に関する条例の一部改正)

3 小牧岩倉衛生組合監査委員に関する条例（昭和58年小牧岩倉衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「掲示場にて掲示して」を「方法により」に改める。